

平成26年度 市庁舎等管理業務委託に係る総合評価落札方式評価基準書

評価項目	評価点		評価内容		提出書類	加点方法	確認(提案内容の担保)
	総点	個別点	項目	内容			
1 価格評価	100点	100点	<p>入札価格 契約の内容に適合した履行及び公正な取引の秩序を確保する観点から、低入札基準価格を設定する。 (評価点に差がない場合の落札予定者の決定方法)</p> <p>①総合評価の結果、評価点に差がなく2者以上の者が落札予定者となった場合は、入札金額の低い者を落札者とする。</p> <p>②上記において、入札金額も同額の場合は、くじ引きにより決定する。</p>	<p>価格評価点は、予定価格以下の金額で、入札を行った者に対して、次の方法で算出する。</p> <p>①低入札基準価格と同額で入札を行った者の価格評価点は、最高点(100点)とする。</p> <p>②予定価格を超える金額で入札を行った者は、失格とする。</p> <p>③低入札基準価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、低入札基準価格を当該入札金額で除して補正率を算出(小数点3位未満切り捨て)し、価格評価点の最高点(100点)に当該補正率を乗じて価格評価点を算出(小数点未満切り捨て)する。</p> <p>④低入札基準価格に満たない金額で入札を行った者の価格評価点は、当該入札金額を低入札基準価格で除して補正率を算出(小数点3位未満切り捨て)し、価格評価点の最高点(100点)に当該補正率を乗じて算出(小数点未満切り捨て)した数値に下記の区分により加点した数値を価格評価点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札基準価格未満 低入札基準価格の90%以上5点(加点後、100点を限度) ・低入札基準価格の90%未満 低入札基準価格の80%以上7点(加点後、95点を限度) ・低入札基準価格の80%未満 低入札基準価格74%以上10点(加点後、87点を限度) <p>※ただし、必要に応じてヒアリングを行い、入札理由書等の提出を求める場合がある。</p>	<p>①入札書 (市指定用紙) ②積算内訳書(任意様式) ※①、②は同封筒に入れ封緘すること。</p>	<p>左記の評価内容の詳細による</p>	
2 技術的評価	3点	3点	①技術力向上のための研修	<p>①研修の実施状況(昨年度に実施した研修)を評価する。</p> <p>②契約期間中(履行期間の初日から6か月以内)の適正な履行を確保するための研修計画の有無及び研修内容の評価する。</p>	<p>①研修実績報告書(様式1)</p> <p>②研修実施計画書(様式2)</p>	<p>①研修実績の内容を評価⇒2点</p> <p>②研修計画の内容を評価⇒1点</p>	<p>①研修実施の事実確認⇒ 研修実施報告書及び研修終了証及び研修レジュメの写しを添付</p> <p>②研修計画の実施の担保⇒ 研修実施計画書は仕様書に規定されたものとみなし、研修実施の都度、研修レジュメ、受講終了証等の提出</p>
			①適正な履行確保のための業務体制	<p>①仕様に基づく、各業務に係る作業計画表を作成し、それらの作業計画を実施するための業務体制の内容を評価する。</p> <p>②配置予定の業務主任責任者等の資格・経験を評価する。</p>	<p>①-1「全業務実施体系図」(任意書式) ①-2「各業務別実施体系図」(任意書式) ①-3「日常清掃作業計画書」(任意書式) ①-4「定期清掃作業計画書」(任意書式) ①-5「各業務別作業計画書」(任意書式) ②-1「配置予定業務責任者等の資格・経験」(様式3) ②-1については、各業務ごとに提出すること。</p>	<p>①-1①-2の業務実施体系図の整備状況を評価する。⇒2点 ①-3①-4①-5の作業計画内容の仕様書への適合性を評価する。⇒3点 ②-1配置予定業務責任者等の資格・経験を評価する。⇒2点</p>	<p>全業務実施体系図、各業務別実施体系図、日常清掃作業計画書、定期清掃作業計画書、各業務別作業計画書、配置予定業務責任者等の報告書は、仕様書に規定されたものとみなし、日常の履行検査において確認する。</p>
	12点	5点	②自主検査体制	<p>①自主検査体制規定の整備状況を評価する。</p> <p>②当該業務における自主検査計画書を評価する。</p>	<p>①自主検査体制に関する規定等(任意様式)</p> <p>②当該業務における自主検査計画書(任意様式)</p>	<p>①自主検査体制の規定の有無及び内容⇒3点</p> <p>②当該業務における自主検査計画書の有無及び内容⇒2点</p>	<p>①自主検査体制の規定及び自主検査計画書は、仕様書に規定されたものとみなす。</p> <p>②自主検査体制の規定及び自主検査計画書に基づく検査を行ったときは、自主検査報告を書面で求める。また、自主検査結果に伴う改善指示及び改善結果についても書面で報告を求め、自主検査体制が機能しているかを確認する。</p>
		8点	3点	①品質ISO認証の取得状況	<p>①品質ISO認証の取得状況を評価する。</p>	<p>①ISO9001の登録証(写し)</p>	<p>①ISO9001取得者 ⇒3点 ②ISO9001申請中の者⇒1点</p>
5点	②苦情処理体制	<p>②苦情処理体制の整備状況を評価する。</p>	<p>②苦情処理要領(マニュアル)(任意様式)</p>	<p>②苦情処理要領の有無及び内容⇒5点</p>			
3 公共性評価	31点	7点	①就職困難者の新規雇用予定者数を評価する。	<p>①就職困難者新規雇用計画書(様式4) ②就職困難者雇用実績報告書(様式5)</p>	<p>①就職困難者の新規雇用予定者数(他施設を含む。) 新規雇用 3人以上 ⇒5点 新規雇用 2人 ⇒3点 新規雇用 1人 ⇒1点</p> <p>※新規雇用者は、①茨木市就職サポートセンター(市役所内)、 ②母子家庭等就業・自立支援センターの相談者 ③ホームレス自立支援センターまたは、茨木市内の福祉施設利用者とする。 ※新規雇用については、平成26年7月1日から10月1日までに新たに雇用する者とする。ただし、新規雇用予定者は、本総合評価の申込書類の提出日から、過去1年以内に貴社に雇用されていた者を除く。</p> <p>②就職困難者の継続雇用実績を評価する。 継続雇用者 1人以上 ⇒2点</p> <p>※継続雇用者の対象は、①茨木市就職サポートセンター②母子家庭等就業・自立支援センター③ホームレス自立支援センターの紹介者とする。 ※3(1)②障害者の雇用は除く</p>	<p>①就職困難者の新規雇用計画並びに継続雇用に関する提案は、仕様書に規定されたものとみなす。</p> <p>②就職困難者を新規雇用、または、解雇した場合は、速やかに「就職困難者等報告書」(様式5-1)(契約後配布)の提出を求め確認を行う。</p>	
(1)福祉への配慮			<p>②就職困難者の既存雇用者の状況(平成21年4月1日以降に雇用し、書類提出時点で1年以上雇用を継続している者)を評価する。</p>				

平成26年度 市庁舎等管理業務委託に係る総合評価落札方式評価基準書

評価項目	評価点		評価内容		提出書類	加点方法	確認(提案内容の担保)	
	総点	個別点	項目	内容				
3 公共性評価	(1)福祉への配慮	31点	13点	②障害者の雇用	①-1 当該施設を活用した障害者の新規雇用計画を評価する。 ①-2 障害者の雇用実現のための就労支援企画を評価する。	①-1 障害者雇用計画書(様式6) ①-2 障害者就労支援企画書(様式7)	①当該施設での障害者の雇用計画(8点限度) ○新規又は継続雇用⇒4点(1人) ※既存就労者を雇用する場合は、新規契約希望者であるかどうかを問わず継続扱いとする。 ・短時間労働者(20～30時間)は、2点(1人)とする。 ・重度障害者、市内居住者は2倍とする。 ・精神・身体障害者を雇用した場合、最低賃金法第8条に基づく最低賃金の適用除外申請を行わないことを条件とする。 ②障害者の雇用を実現するための就労支援計画 (5点) 1. 就労支援体制の提案の有無及び内容⇒2点 (1)専任支援者配置 (2)適正に応じた配置 (3)通勤時等のサポート体制 (4)職場定着(継続雇用)のための支援 2. 今後の障害者雇用に向けた取組の提案の有無及び過去の障害者雇用に関する取組 ⇒3点 ①当該施設で雇用予定がない場合でも、他の現場で雇用を予定している場合等、障害者の雇用や就労支援に向けた取組みの提案内容を評価する。(1点) ②平成21年4月1日以降に新規雇用し、提案書提出日の前日において1年以上継続して雇用された者が5人以上であること。(2点)	①障害者の雇用計画書(様式6)並びに就労支援企画書(様式7①)は、仕様書に規定されたものとみなし、契約締結後に障害者雇用報告書(様式6-1)及び障害者就労支援報告書(任意)の提出を求め、雇用状況など履行状況を確認する。 ②既存就労者の継続雇用を提案し、継続雇用が実現しなかった場合は、新規雇用による対応を求める。 ③障害者の確認⇒療育手帳等(写し)の提出。 ④雇用の事実を確認⇒雇用契約を証する書類等により確認する。 ⑤障害者雇用の取組実績報告書(過去5年間)(様式7②)を提出。
			9点	③障害者の雇用率等	① 障害者雇用率又は雇用者数(平成25年6月1日現在)を評価する。 ※ただし、常用雇用労働者数が50人以上の事業所で雇用率が2.0%を満たしていない場合は、障害者を雇用していても評価点は0点とする。	① 障害者雇用状況報告書の写し 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年9月30日労働省令第38号)第8条で規定する「障害者雇用状況報告書(平成25年6月1日現在のもの)で、所管する公共職業安定所の受付印があるもの)の写しを提出すること。	A(雇用率) ①4. 20%以上 9点 ②3. 60%～4. 19% 7点 ③3. 20%～3. 70% 5点 ④2. 60%～3. 19% 3点 ⑤2. 00%～2. 59% 1点 B(雇用者数) ①33人以上 9点 ②25人～32人 7点 ③18人～25人 5点 ④10人～17人 3点 ⑤ 1人～ 9人 1点 ・雇用率と雇用者数の点数の高いほうの得点を加点する。 (A・Bの重複加算は行わない) ・雇用率の算出は、小数点第3位を四捨五入する。	① 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条で規定する「障害者雇用状況報告書」(平成25年6月1日現在のもの)で、所管する公共職業安定所の受付印があるもの)により、雇用率を確認する。 ※雇用率及び雇用者数の算出方法は、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づくものとする。
		2点	④障害者及び就職困難者の就労への移行に関する取組	① 当該施設での障害者及び就職困難者の職場実習受入計画を評価する。	① 障害者及び就職困難者の職場実習計画書(様式7-1)	【契約期間(3年)における各1年間の合計予定人数】 ・障害者及び就職困難者の職場実習受入予定人数 1年間に各3人以上 2点 ・障害者の及び就職困難者職場実習受入予定人数 1年間に各1人以上2人以下 1点 ただし、上記契約期間の予定人数を3カ年継続すること。 ※障害者及び就職困難者職場実習生の条件 (1)本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録原票に登録されている者 (2)障害者：障害者就業・生活支援センターの紹介者、または茨木市内の福祉施設利用者とする。 (3)就職困難者：茨木市就職サポートセンター(市役所内)、母子家庭等就業・自立支援センターの相談者、ホームレス自立支援センターまたは、茨木市内の福祉施設利用者とする。 (4)就職困難者：生活困窮者自立支援法における支援事業の対象者とする。	提出のあった内容は、仕様書に規定されたものとみなし、必要に応じて、実施状況(任意様式)並びに障害者及び就職困難者職場実習実績報告書(様式7-2)等の提出を求める。	
(2)安心して働く環境の整備	31点	12点	①既雇用者に対する継続雇用	①既に雇用されている従事者(本業務で評価対象となった新規雇用予定者以外の者をいう。本項目において「既雇用者」という。)に対する継続雇用促進に対する提案を評価する。	①既雇用者の継続雇用促進に関する提案書(様式8)	①既雇用者に対する継続雇用促進の意思を評価⇒12点	提案のあった内容は、必要に応じて、労働条件通知書等雇用契約がわかる書類で確認する。	
		4点	②パートタイム労働者の雇用改善への取組	①パートタイム労働者の雇用管理改善に対する社内規定の有無及び内容を評価する。	①パートタイム労働法(H20.4.1施行)の改正に伴う取組(様式9) ①-1労働条件の文書交付に係る社内規定等 ①-2パートタイム労働者に係る就業規則等	①労働条件の文書交付に係る社内規定及びパートタイム労働者に係る就業規則等の社内規定の有無及びその内容⇒4点	提出のあった内容は、仕様書に規定されたものとみなし、必要に応じて、実施状況(任意様式)等の提出を求める。	

平成26年度 市庁舎等管理業務委託に係る総合評価落札方式評価基準書

評価項目	評価点		評価内容		提出書類	加点方法	確認(提案内容の担保)	
	総点	個別点	項目	内容				
(2)安心して働く環境の整備	31点	5点	③業務従事予定者の雇用条件等に対する取組	① 業務従事予定者に対する雇用条件を評価する。	① 業務従事予定者の雇用条件申告書(様式10)	① 本業務の従事予定者に対する雇用条件を総合的に評価する → 5点 (評価内容) 1 雇用期間 2 賃金及び各種手当の支給 3 有給休暇付与 4 各種保険に加入 5 新規雇用者の継続雇用 について、労働基準法等の関係法令に抵触していないか等について就労規則等で確認(ヒアリングを行った場合は、その結果を含む。)を行い、評価する。	提出のあった内容は、仕様書に規定したものとみなし、①業務従事予定者の雇用条件申告書(様式10)に基づき、必要に応じて、市の関係部局によるヒアリングを行う。	
		10点	④人権問題、男女共同参画への取組	①-1 仕事と育児・介護との両立支援に対する社内規定の有無及び内容を評価する。 ①-2 育児・介護の休暇制度等にかかる過去3年間の取得状況を評価する。(告示日以前3年間) ②職場におけるセクシュアルハラスメント防止に対する社内規定の有無及びその内容を評価する。 ③職場における男女均等の取組を評価する。 ④継続的、定期的な人権研修の実施状況を評価する。(告示日以前3年間)	①育児・介護の休暇及び休業制度への取組(様式11) ①-1育児・介護等の休暇・休業制度に係る社内規定、取得実績等(任意様式) ①-2勤務時間短縮等に係る社内規定等(任意様式) ②職場における男女均等等・セクシュアル・ハラスメントの防止への取組(様式12) ②-1セクシュアル・ハラスメントの防止に関する社内規定等(任意様式) ③管理職名簿(名前、男女、役職名)、管理職の登用状況(様式13-1) ④人権研修実施報告書(様式13-2) 受講終了証(又は受講者名簿)、研修レジュメ等の研修概要のわかるものを別途添付すること。 ※添付がない場合は、評価の対象としません。	①-1 仕事と育児・介護との両立支援に対する社内規定の有無及び内容(3点) ①-2 育児・介護の休暇制度等取得状況(1点) (告示日以前3年間) ※1人以上が取得していれば評価する。 ②セクシュアル・ハラスメントの防止に関する社内規定等の有無及びその内容 ⇒2点 ③ ・女性管理職の登用状況(3人以上) ⇒2点 ・女性管理職の登用状況(1人以上2人以下)⇒1点 ④人権研修実施報告書の内容⇒2点	○提出のあった内容は、仕様書に規定されたものとみなす。 ○育児・介護休暇の利用があった場合は、育児・介護の休暇、休業制度等にかかる過去3年間の取得状況 ○研修内容等の確認が行えないもの、不明瞭な内容のものは、評価しない。	
3 公共性評価	(3)環境への配慮	9点	6点	①環境への取組	入札参加者の環境への取組み状況を評価する。 ① 環境ISO認証の取得状況 ② エコアクション21(これと相互認証するものを含む)認証の取得状況 ③ ①、②以外の第三者認証制度を有する環境マネジメントシステム認証の取得状況	左記の環境関連認証のうちいずれかの登録証の写し	入札参加者の環境への取組を行っている内容(登録状況等)に応じて評価 ①ISO14001取得者 →6点 ②ISO14001申請中の者 →4点 ③エコアクション21(これと相互認証するものを含む※)取得者 →5点 ④エコアクション21(これと相互認証するものを含む)申請中の者 →3点 ⑤その他第三者認証制度取得者 →4点 ⑥その他第三者認証制度申請中の者 →2点 ※エコステージ、KES(京のアジェンダ21フォーラム)に関しても同様の趣旨の制度であることから、エコアクション21の取得者と同様に評価を行う。 ※各認証制度の重複評価は行わない。	○ISO140001⇒財団法人日本適合性認定協会等のホームページ参照 ○エコアクション21⇒財団法人地球環境戦略研究機関のホームページ参照 ○エコステージ⇒一般社団法人エコステージ協会のホームページ参照 ○KES⇒京のアジェンダ21フォーラムKES認定事業部のホームページ参照
					3点	②環境負荷低減に対する取組	①当該委託業務に使用する資機材の再生品使用状況を評価する。(仕様書に指定したものを除く) ②低公害車等の導入状況	①資機材等再生品使用状況報告書(様式14) ②低公害車等導入状況報告書(様式15)
(4)地域貢献□	2点	2点	地域活動への取組□	①地域活動への取組状況(事業所(本業務の契約履行に係る支店・営業所等をいう)所在地) ②茨木市における地域活動の取組状況	地域活動への取組(参加)状況報告書、茨木市における地域活動への取組(参加)計画書(様式16)	①取組(参加)状況を評価する。 ⇒1点 ②取組(参加)計画書を評価する。⇒1点	茨木市における地域活動への取組(参加)計画書は、仕様書に規定されたものとみなす。	
(5)災害時の業務体制	4点	2点	①災害時における業務履行体制	①災害時等に契約業務を適正に履行するための交通手段や人員確保等の社内体制を評価する。	①災害時等の業務履行体制提案書(様式17)	①災害時又は公共交通機関が停止した場合等において、契約業務を適正に履行するため、交通手段の確保や代替人員の確保等、緊急時等に業務を適正に履行するための社内体制の整備状況を評価する⇒2点	提案のあった内容は、仕様書に規定されたものと見なし、提案の内容を実施すべき事態が生じたときは、その対応状況についての報告書(任意書式)の提出を求め、提案に沿った対応がなされたか確認する。	
		2点	②災害時等の本市への協力体制	②災害時に通常の契約業務以外における本市への柔軟な協力体制を評価する。	②災害時の本市への協力体制提案書(様式18)	②災害時に通常の契約業務以外における本市への柔軟な協力体制についての提案の有無及び内容⇒2点		
合計	200点	200点						